



「持続化給付金」の活用をお勧めします

農業者も対象です

持続化給付金とは？

新型コロナウイルス感染症により、影響を受ける事業者の事業継続・再起を支援するため、**事業全般に使える給付金を支給**する国の制度です。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限となります。

主な要件

- ・ひと月の売上げが**前年同月比（前年月平均比）で50%以上減少**
- ・2019年以前から事業収入があり、事業継続意思があること

申請の流れ

※電子申請が基本となります



①「持続化給付金」ホームページへアクセス

②メールアドレスを入力し、仮登録・本登録

③マイページに業種や連絡先、売上額、口座情報等各種情報を入力

④以下の**必要書類**を添付

- ・**確定申告書類（2019年）の控え**
- ・**月の売上台帳等の写し** ・ **通帳写し**
- ・**身分証明書の写し**（個人事業者の場合）

※必要書類の一部については代替書類が認められる場合もあります。

※詳細は経済産業省HPをご参照ください。



通常2週間程度で、給付通知書を発送・登録口座に入金

※申請に不備があった場合はメールとマイページで通知されます。

- ご自身が該当するかどうか、電子申請の方法などわかりにくい部分も多いと思われます。**持続化給付金に関してわからないことがある場合はお気軽にJAあいち三河営農企画部（55-2994）または各営農センターまでお尋ねください。**
- その他、農業等に関する困りごとやご要望がある場合もお気軽にJAまでお聞かせください。



!「持続化給付金」等、感染症対策を装った**詐欺にご注意ください。**